

西宮市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定取消し処分等に関する要綱

(西宮市上下水道局訓令第1号)

(令和5年5月15日)

西宮市上下水道局指定給水装置工事事業者の違法行為に対する処分等の基準等に関する要綱(平成16年西宮市水道局訓令第11号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この要綱は、西宮市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成9年西宮市水道局管理規程第7号。以下「規程」という。)第7条の規定による指定の取消し及び第8条の規定による指定の効力の停止(以下これらを「指定の取消し等」という。)の処分の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(違反行為の調査、報告等)

第2条 給水装置課長(以下「課長」という。)は、西宮市水道事業給水条例(昭和33年西宮市条例第33号)第7条第1項に規定する指定給水装置工事事業者(以下「指定工事事業者」という。)が規程第7条各号に該当する違反行為(以下「違反行為」という。)を行った疑いがあるときは、その事実関係の調査を行う。

2 課長は、前項の調査において指定工事事業者による違反行為の事実を確認したときは、直ちに当該指定工事事業者に当該違反行為を是正するよう指導する。

3 課長は、当該指定工事事業者にてん末書の提出を求めるとともに、報告書を作成する。

(文書による注意)

第3条 課長は、違反行為の内容を検討し、当該違反行為が指定の取消し等の処分を行うには至らない場合であっても、当該違反行為の再発を防止するため注意等を促すことが必要と認めるときは、当該指定工事事業者に対し、文書による注意を行うことができる。

(管理者への報告等)

第4条 課長は、違反行為の内容を検討し、指定の取消し等の処分が必要と認めるときは、西宮市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)に報告し、規程第20条に規定する西宮市上下水道局指定給水装置工事事業者審査委員会(以下「委員会」という。)の開催の要否について、意見を具申するものとする。

(委員会への諮問等)

第5条 管理者は、違反行為の内容が指定の取消し等の処分に相当すると認めるときは、委員会に諮らなければならない。

2 指定の取消し等の決定は、委員会の審議結果に基づき管理者が行う。

(意見陳述のための手続)

第6条 管理者は、違反行為の内容が指定の取消し等の処分に相当すると認めるときは、委員会の開催前に、行政手続法（平成5年法律第88号）、西宮市行政手続条例（平成9年西宮市条例第13号）及び西宮市上下水道局聴聞手続に関する規程（平成6年西宮市水道局管理規程第8号）に定めるところにより、当該処分の名あて人となるべき者に対し、弁明の機会の付与又は聴聞の手続を行うものとする。

2 聴聞は、課長が主宰する。

3 聴聞を終結したときは、課長は、速やかに聴聞調書、聴聞報告書及び処分案を作成し、管理者に報告する。

（処分の通知）

第7条 管理者は、指定の取消し等の処分を決定したときは、被処分者に対し、書面により当該処分の通知を行うものとする。

2 管理者は、指定の取消し等の処分を行った場合には、規程第9条の規定に基づき公示を行う。

（給水装置工事主任技術者に対する措置）

第8条 管理者は、水道法（昭和32年法律177号）第25条の4に定める給水装置工事主任技術者が、水道法に違反する行為があったと認めるときは、その旨を厚生労働大臣に報告するものとする。

（処分等の基準）

第9条 この要綱に定める違反行為に関する処分等の基準は、別表のとおりとする。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年6月1日から実施する。

（経過措置）

2 この要綱の実施の日前にした違反行為に関する処分等の基準の適用については、なお従前の例による。